

いじめ対応マニュアル

I いじめ対応の基本的な考え方

1 いじめかどうかは、被害を受けた子どもの側に立って判断すべきものです

いじめ防止対策推進法第2条第1項「いじめ」の定義では、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。**」とされています。

現行法による「いじめ」は、**行為を受けた子どもの「主観」が全て**です。行為が軽微であったとしても、その子どもが心身の苦痛を感じていれば「いじめ」です。

だからこそ、被害を受けた子どもからしっかりと話を聞かなければなりません。そして、その子どもの気持ちに寄り添い、苦痛を取り除くために対応することが大切になります。

2 教師の主観で子どもどうしの「トラブル」と判断してはいけません

教室や学校内では、子どもどうしの「トラブル（もめごと）（いざこざ）（いさかい）」は日常的に起こるものです。「いじめ」と「トラブル」の違いを判断するのは難しいと思うかもしれませんが、例えば、仲の良い友達どうしの間で起きたことでも、その中で誰かが苦痛を感じていれば、「トラブル」ととらえるのではなく、「いじめ」としてとらえ対応していくことが必要です。

3 「謝罪させる」という指導だけでは、いじめの解決にも再発防止にもなりません

いじめ行為が明らかになったら、いじめた子どもへの指導、その保護者へ事実の説明等を行います。また、その結果について、いじめを受けた子どもとその保護者へ説明するとともに理解と協力を得て、謝罪の場を設ける等の関係者の意向を踏まえた対応をした後、経過観察を行い、再発防止へとつなげていきます。しかし、謝罪の場を設けることができたからといって、すぐに再発防止につながるわけではありません。いじめた子ども、いじめを受けた子ども、その周辺の子どもたちに対し、人間関係の構図を改善し、関係性を回復させることが再発防止には必要です。また、いじめた子どもの内省を促し、心の底から「悪いことをした。卑怯なことをした。」と自ら気付かせることができなければ、謝罪は表面的なものになります。そして、いじめた要因や背景を把握し、いじめた子どもが抱えている悩みや課題にも着目し、改善するようにしなければ、いじめ行為を続けてしまうかもしれません。

だからこそ、いじめた子どもに対しては、「いじめはいけない。」と叱るだけ、謝罪させるだけの指導では十分ではないと理解する必要があります。

★相手の心の痛みに共感させることで内省につなげましょう。

いじめを受けた子どもの立場、辛さ、悔しさを考えさせます。

具体的な場面を振り返りながら、自分が相手の立場であればどう感じたかを想像させます。相手の心の痛みへの共感性を育て、子どもの内省につなげることが大切です。

4 教師の先入観が「いじめ」を見逃すことも

保護者からの訴え

最近、ウチの子（A）が、BさんとCさんから強い口調で言われることが多いようで、悩んでいるのですが・・・。

教師の誤った対応（例）

誤った認識

「双方どちらにも非があるからお互い様ですね。」

楽観視

「A君はみんなの笑いをとるのがうまいのでクラスの人気者です。心配しなくても大丈夫ですよ。」

安易で不十分な見立て

「いつも一緒にいて楽しそうにしていますよ。」

危機意識の不足

「先日、謝罪の場を設けたのだからもう問題は起こらないでしょう。」

根拠のない楽観的な判断

「アンケートには何も書いていなかったので、問題はないでしょう。」

経験のある教師でも、一人の見立てには限界があります。だからこそ、学校組織を機能させ、多面的に子どもの見立てをすることが必要です。

○校内の組織的な指導体制がうまく機能しない原因○

- ★児童生徒理解の不足・・・限られた視点、情報のみで児童生徒を見立てている。
- ★学校の指導方針の共通理解不足・・・教員間、学年間で指導方針がそろわない。
- ★教員の力量に頼る指導が中心・・・教員個々の判断、対応に終始し、抱え込みを容認している。
- ★教員間のコミュニケーション不足・・・教員同士の意思疎通や実践の機会が少ない。

5 問題意識、課題意識をもって子どもを見る、関わる大切さ

例えば、下校時に、いつも一緒に帰る子ども達と離れ、廊下を一人ぼっちで歩くAさんの様子を見かけたとします。そこで、全ての教員が「いつもと違うな。何かあったのかな。」と感じて、すぐに「どうしたの。」と声をかけることができる学校は、組織としてAさんについての児童生徒理解、課題の把握ができていと言えます。

教室の中でAさんに対して笑いが起きたとします。その笑いがAさんを嘲笑するものなのか、Aさんとの良好な関係を前提とした嬉しさや楽しさを表すものなのか、その場に直面した教員が常に意識していないと、指導のタイミングを逃し、その場が一瞬にして流れてしまいます。

教室の中に漂う雰囲気や違和感は、教員が常に問題意識をもたない限り察知できません。そして、その問題意識は、組織で共有されて初めて多角的な視点からの指導に結び付き、いじめの解決をはじめ、様々な子どもの課題を解決することにつながります。

II いじめの指導と対応

1 いじめた子どもへの指導

(1) いじめた子どもの気持ちも受け止めながら、自らの行為の非に気付かせる

一旦は、いじめた子どもの気持ちも傾聴し、いじめ行為をした背景を把握しましょう。責任を回避したり事実から逃れようとする態度や姿勢を見極め、自分のしてしまった行為を自覚させ、いじめた子どもの様々な気持ちを把握した上で、事実を迫ることが大切です。

(2) いじめ行為に対して毅然とした態度で指導する

子どもの気持ちに共感しつつも、いじめ行為は正当化させません。その際、漠然とした指導をするのではなく、具体的な行為に対して指導しましょう。いじめ行為に対する毅然とした態度を示しながら、いじめは相手の人権、尊厳を傷付ける行為であることを、発達段階に応じて理解させることが大切です。

(3) いじめた子どもと一緒に再発防止について考える

正しい言動（言葉や行動）を教師と一緒に考えることも大切です。その時に、どうすれば良かったのか、どうすれば繰り返さずに済むか、具体的な言動を子どもにも考えさせ、子ども自身が心から納得でき、理解できるように導くことが大切です。

(4) いじめられた子どもの尊厳を回復し、関係改善につなげる

謝罪の場を設定する際には、「謝罪することで問題が終結するわけではなく、これからの行動や関わり方が重要である」ことを教師、子ども、保護者で確認することが必要です。いじめられた子どもの尊厳の回復を最優先に、関係修復に努めましょう。

反省した子どもの姿とは

- ★相手の傷付いた気持ちや苦しみ、悲しみを理解している
- ★なぜ自分がそういう行動をしてしまったのかを理解している
- ★今後、いじめ行為をしないためにどうすれば良いのかを理解している

安易な謝罪や
握手をさせる等は
解決になりません。

2 いじめの対応は、組織的な対応が基本です

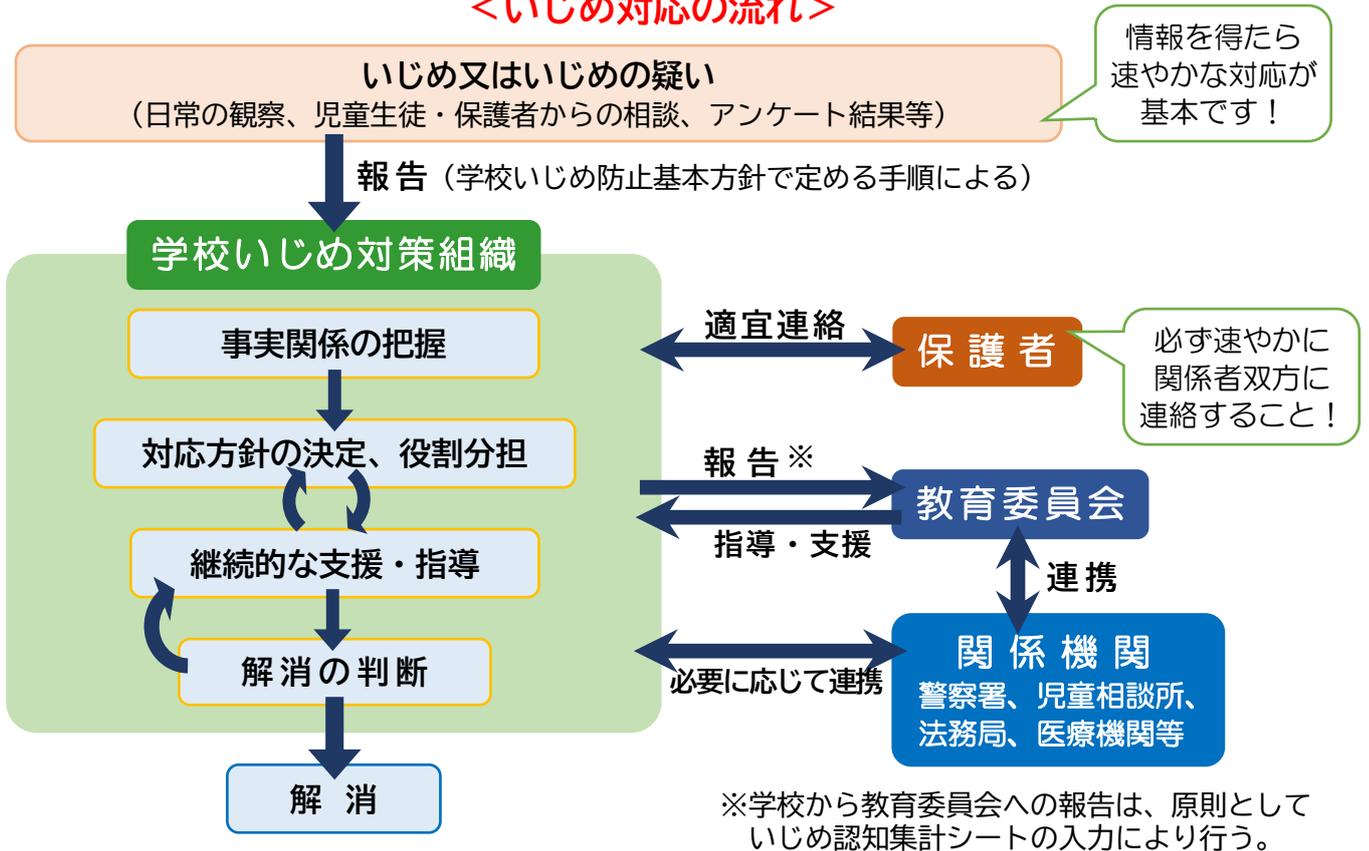
組織として、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取る等して、事実関係の確認を行い、被害、加害の子どもと保護者に連絡をして対応していきます。ケースによっては多くの子どもが関わっていることもあり、事実確認には学年職員だけではなく、その他多くの職員で対応しなければいけない場合もあります。

法律でも、教師が単独で判断、対応することは認められていません。仮に、組織的な対応をせず、重篤な結果を招いた場合、責任を問われることがあります。そして何よりも、一番守るべき「子どもの安心安全な生活」に対して重大な被害を与えてしまうことになります。だからこそ、**組織**で指導方針や対応策を検討し、組織で実行することが大切です。

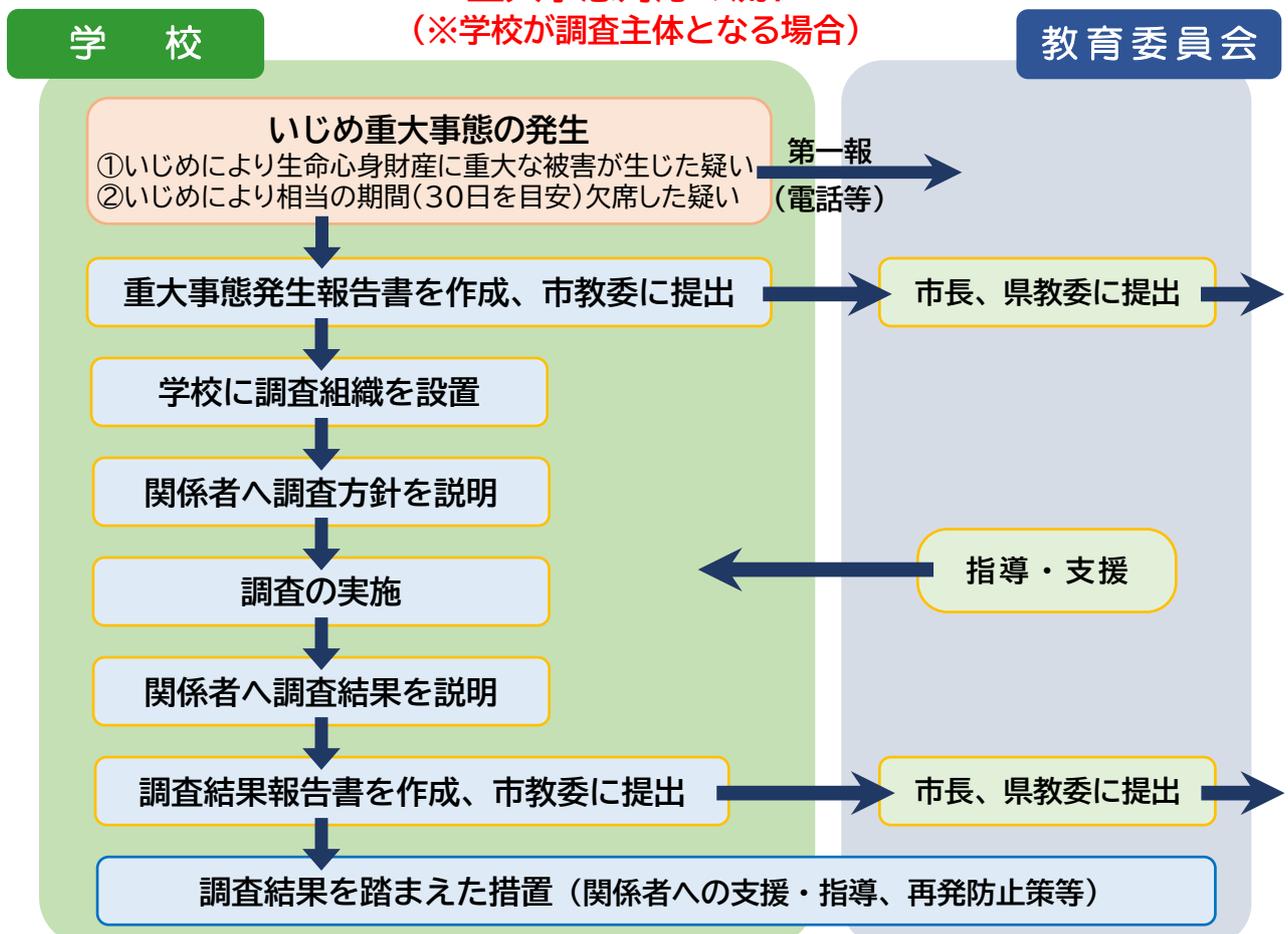
事案によっては、管理職や生徒指導主任、教育相談担当が前面に出て対応することが必要なケースや、担任・学年職員が直接対応しなければならないケースがあり、事案に応じて柔軟かつ適切な対応が必要です。また、複数人で対応をすることで、指導する者、フォローする者、説明する者、記録を取る者等、役割分担をして対応することが可能になり、後々のトラブル防止にもつながります。

対応フロー図

<いじめ対応の流れ>



<重大事態対応の流れ> (※学校が調査主体となる場合)



※調査主体を学校とするか教育委員会とするかは、教育委員会が決定する。
※教育委員会が調査主体となる場合は、教育委員会が流山市いじめ対策調査会に依頼して調査を行う。